

食安発 1 1 0 2 第 2 号
平成 2 4 年 1 1 月 2 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、
添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 4 年厚生労働省令第 1 5 3 号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 2 4 年厚生労働省告示第 5 5 8 号）が本日公布され、これにより食品衛生法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 2 3 号。以下「省令」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和 3 4 年厚生省告示第 3 7 0 号。以下「告示」という。）の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしく願います。

記

第 1 改正の概要

1 省令関係

食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号。以下「法」という。）第 1 0 条の規定に基づき、*t r a n s*-2-ペンテナール及びリン酸一水素マグネシウムを省令別表第 1 に追加したこと。

2 告示関係

(1) 法第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、農薬カルボキシシン、シエノピラフェン、ジチアノン、シフルフェナミド、チジアズロン、ピリダリル、フェンチオン、プリミスルフロンメチル並びにメタラキシル及びメフェノキサムについて、食品中の残留基準を設定したこと（別紙 1 参照）。

(2) 法第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、動物用医薬品セファロニウムについて、食品中の残留基準を設定したこと（別紙 2 参照）。

(3) 法第11条第1項の規定に基づき、*trans-2*-ペンテナールの使用基準及び成分規格並びにリン酸一水素マグネシウムの成分規格を設定したこと。

第2 施行・適用期日

1 省令関係

公布日から施行されるものであること。

2 告示関係

公布日から施行されるものであること。ただし、残留基準値を改正するもののうち、下表の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、平成25年5月2日から適用されるものであること。

農薬等	食品
カルボキシシ	米、ライ麦、そば、大豆、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分及びその他の家きんの食用部分
ジチアノン	だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、ねぎ、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、なす、かぼちゃ、しろうり、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、しょうが、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、りんご、あんず、すもも、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハuckleベリー、その他のベリー類果実、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実及びその他のハーブ
チジアズロン	綿実、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属す

	<p>る動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵</p>
<p>フェンチオン</p>	<p>とうもろこし、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、オクラ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、みかん、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、ぶどう、かき、バナナ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、パッションフルーツ、その他のスパイス、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵</p>
<p>プリミスルフロメ チル</p>	<p>とうもろこし、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵</p>

第3 運用上の注意

1 残留基準関係

- (1) 今回基準値を設定するカルボキシシンとは、カルボキシシン及び 5,6-ジヒドロ-3-カルボキシアニリド-2-メチル-1,4-オキサシン-4-オキシドをカルボ

キシんに換算したものの和をいう。

- (2) 今回基準値を設定するフェンチオンとは、フェンチオン、フェンチオンスルホキシド及びフェンチオンスルホンの和をフェンチオンに換算したものと及びフェンチオンオキソン、フェンチオンオキシンスルホキシド及びフェンチオンオキシンスルホンの和をフェンチオンに換算したものの和をいう。
- (3) 今回基準値を設定するメタラキシル及びメフェノキサムとは、農産物及び魚介類においてはメタラキシル及びメフェノキサムをいい、畜産物においてはメタラキシル及びメフェノキサム並びに 2-[(2,6-ジメチルフェニル)-(2-ヒドロキシアセチル)アミノ]プロピオン酸をメタラキシル及びメフェノキサムの含量に換算したものの和をいう。
- (4) 今回メタラキシル及びメフェノキサムについて基準値を設定した食品のうち、カカオ豆の検体部位については外皮を含まないものとする。

2 使用基準関係

- (1) *trans*-2-ペンテナールについては、「着香の目的以外に使用してはならない。」との使用基準が設定されたことから、有機溶剤として使用する等の着香の目的以外の使用は認められないこと。
- (2) リン酸一水素マグネシウムについては、使用基準は設定しない。ただし、小児の通常の商品以外からの摂取量の耐容上限量は5 mg/kg 体重/日とされていることも踏まえ、その使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとする。

第4 その他

法に基づく残留基準値の設定にあわせ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づくシエノピラフェン及びジチアノンに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われること。